

亀山市告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年2月3日

亀山市長 櫻井義之

1 変更があった地縁による団体の名称

徳原自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 谷口 善典

亀山市川崎町4779番地1

変更後 浦野 光雄

亀山市能褒野町539番地1

3 変更の年月日

令和2年2月1日

4 変更の理由

任期満了により自治会長が交代したため